

○財務省告示第百七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のよう改正し、平成二十八年四月一日以後統計に記入せらる貨物について適用する。

平成二十八年三月三十日

財務大臣 藤井 太郎

輸入統計品目表第〇四〇一一・一〇四「小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」に改める。

輸入統計品目表第〇四〇一〇四を次のよう改める。

2207.10	—エチルアルコール（変性させてないもので アルコール分が80%以上のものに限る。） —アルコール分が90%以上のもの —工業用アルコール又は酢酸エチル若し くはエチルアミンの製造の用に供する
---------	---

もの

121 ——— 工業用アルコールの製造の用に供するもの

L

122 ——— 酢酸エチルの製造の用に供するもの

L

123 ——— エチルアミンの製造の用に供するもの

L

——その他もの

130 ——— アルコール飲料の原料アルコールの
製造用のもの（連續式蒸留機により

蒸留して使用するものに限る。）

L

——その他もの

191 ——— バイオマス（動植物に由来する有
機物（原油、石油ガス、可燃性天
然ガス及び石炭並びにこれらから
製造される製品を除く。）をいう
。）から製造したものである旨が

政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの

199

――――その他のもの
――その他のもの

L L

220
――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連續式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

290

――――その他のもの

L L

輸入税法品目表第11丸〇丸・1丸卯廿「エタノール」又「エチルアルコール（エタノール）」と略記す。